平成24年3月〇日 国土交通省

平成24年度自動車アセスメントの実施要領に関する意見募集

国土交通省では、独立行政法人自動車事故対策機構とともに、自動車アセスメント及び チャイルドシートアセスメントを実施しております。その実施にあたっては、自動車等の 安全性能に関する評価等に関する規程(平成11年運輸省告示第440号)に基づき、評価項目 や試験方法等について定めた自動車安全性能評価実施要領をあらかじめ作成することとさ れています。このため、平成24年度自動車等安全性能評価実施要領の策定について、広く 国民の皆様からご意見を頂きたく、以下の募集要領によりご意見を募集します。

<募集要項>

1. 意見募集対象

平成24年度自動車等安全性能評価実施要領の策定について【別添】

2. 意見送付要領

氏名、住所、職業(会社名又は所属団体名)、電話番号及び電子メールアドレスを別 紙に明記の上、以下のいずれかの方法により送付して下さい。

(1) ファクシミリの場合

FAX番号: 03-5253-1640

国土交通省 自動車局 技術政策課 国際業務室 あて

(2) 電子メールの場合

メールアドレス:g_TPB_GAB_GKK_KGY@mlit.go.jp

国土交通省 自動車局 技術政策課 国際業務室 あて

電子メールでの御意見の送付の場合はテキスト形式として下さい。

(3) 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省 自動車局 技術政策課 国際業務室 あて

郵送でのご意見の送付の場合は意見提出様式例をご参照ください。

3. 意見募集期限

平成24年3月〇日~平成24年4月〇日

4. 注意事項

- ・ご意見につきましては、最終的な決定における参考とさせて頂きます。
- ・ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、予めその旨ご了承願います。
- ・ご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開されることがあること をご承知おき下さい。

意見提出様式例

氏名	(フリガナ)
住所	
所属	(会社名または団体名) (部署名)
 電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	(理由)

平成24年度自動車等安全性能評価実施要領の策定について

※ 下線部分については、平成24年度から新たに開始等する事項

I. 自動車の安全性能試験について

1. 対象車種について

対象となる車種の選定は、次の原則に沿って行います。

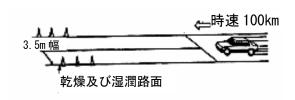
- (1) 乗車定員9人以下の乗用車と車両総重量が2.8t以下の貨物車を対象とします。
- (2) 平成23年5月末時点又は10月末時点に新車として販売されている自動車から選定します。
- (3) 直近1年間の販売実績等を勘案して選定します。
- (4) 自動車製作者等から申し出があった自動車を試験自動車として選定することができます。

2. 自動車安全性能比較試験等の項目について

試験項目は、「ブレーキ性能試験」、「フルラップ前面衝突試験」、「オフセット前面衝突試験」、「オフセット前面衝突試験における後席乗員保護性能評価」、「側面衝突試験」、「後面衝突頚部保護性能試験」、「歩行者頭部保護性能試験」、「歩行者脚部保護性能試験」、「後席シートベルトの使用性評価」及び「シートベルトリマインダーの評価(運転席以外の座席を対象)」を予定しています。

(1) ブレーキ性能試験(平成7年度より実施)

乾燥した路面、濡れた路面のそれぞれにおいて、試験車を時速100kmからブレーキペダルを 素早く踏み込んで停止させる試験。





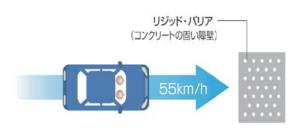
(2)衝突安全性能試験

①フルラップ前面衝突試験(平成7年度より実施)

運転者席及び助手席にダミーを搭載した自動車を時速55kmでコンクリートのバリア前面に垂直方向に正面衝突させる試験。あわせて、電気自動車及び電気ハイブリッド自動車(動力系の作動電圧が、交流30V又は直流60V未満の自動車を除く。)(以下、「電気自動車等」という。)については、感電保護性能評価を実施します。

(参考)

フルラップ前面衝突試験は、ダミーに与える衝撃が大きいため、シートベルト、エアバッグ等の乗員拘束装置及び車体の衝撃吸収性能の評価に適しています。



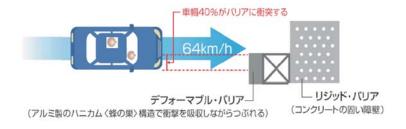


②オフセット前面衝突試験(平成12年度より実施)

運転席と助手席側の後席にダミーを搭載した自動車の運転席側の一部(車幅の40%)を時速64kmでアルミハニカム(衝撃吸収材)のバリア前面に垂直方向に正面衝突させる試験。あわせて、電気自動車等については、衝突後の乗員の感電保護性能評価を実施します。

(参考)

オフセット前面衝突試験は、車両の一部で衝撃を受けるため、車体変形が大きく、乗員の 生存空間等の評価に適しています。



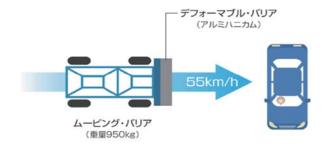


③側面衝突試験(平成11年度より実施)

運転席にダミーを搭載した静止状態の自動車の運転席側に台車を時速55kmで衝突させる試験。あわせて、電気自動車等については、衝突後の乗員の感電保護性能評価を実施します。

(参考)

側面衝突は、前面衝突に次いで傷害程度の大きな衝突形態です。





④後面衝突頚部保護性能試験(平成21年度より実施)

ダミーを搭載した自動車用シート(運転席又は助手席)を台車に乗せ、その台車を瞬間的に時速20kmとなるように打ち出し、自動車の後面衝突時と同様の衝撃を発生させる試験。

(参考)

後面衝突(追突)事故が発生した際、被追突車の乗員の受傷形態で最も多い頚部傷害を低減させることを目的として実施するものです。





(3) 歩行者頭部保護性能試験(平成15年度より実施)

子供と大人の頭部を模擬したダミー(頭部インパクタ)を衝撃装置により自動車のボンネット等に時速35kmで衝突させる試験。

(参考)

歩行者頭部保護性能試験は、歩行者の交通死亡事故については頭部傷害の要因が大きいことから、自動車が歩行者に衝突した際の頭部の傷害程度を評価し、車両の歩行者保護対策の促進を目的として実施するもので、自動車が歩行者に時速44kmで衝突した形態を想定しています。





(4)歩行者脚部保護性能試験(平成23年度より実施)

歩行者(成人男性)の脚部を模擬したダミー(下部脚部インパクタ(FLEX-PLI))を衝撃装置により自動車の前面に時速40kmで衝突させる試験。



(参考)

歩行者脚部保護性能試験は、歩行者の交通重傷事故においては脚部傷害の要因が大きいことから、自動車が歩行者に衝突した際の脚部の傷害程度を評価し、車両の歩行者保護対策の促進を目的として実施するもので、自動車が歩行者に時速40kmで衝突した形態を想定しています。なお、「道路運送車両の保安基準」の改正により、歩行者脚部保護基準が平成25年4月から順次適用予定であり、自動車アセスメントにおいて先行して評価を開始するものです。



(5)シートベルトリマインダーの評価(平成21年度より実施。ただし、レベル別評価を平成23年度より開始)

運転者以外の乗員がシートベルトを装着していない時に、その旨を運転者等に知らせる装置 の装備状況や作動要件を評価。

(参考)

シートベルトリマインダーの装備状況の評価は、運転者以外の乗員のシートベルトの着用率の向上を図り、死傷者の低減を図ることを目的としています。



(6)後席シートベルトの使用性評価(平成21年度より実施)

後席に乗車した乗員が、シートベルトを容易に装着することができるかを、「シートベルトへのアクセス性」、「バックルへのタングの挿入性」、「バックルの識別性」及び「シートベルト装着時の快適性」の4項目で評価。

(参考)

平成20年6月施行の改正道路交通法により、後席シートベルトの着用が義務づけられたことから、前席並の使用性を確保することで、後席のシートベルトの着用率を向上させることを目的としています。









商性

3. 評価の公表内容について

試験において確認し、評価する事項は以下のとおりであり、これらの結果を小冊子及びホームページ等を用い広く公表します。

(1)ブレーキ性能試験

乾燥路面(路面温度条件 $35.0\pm10.0^{\circ}$ C)及び湿潤路面(路面温度条件 $27.0\pm5.0^{\circ}$ C)における停止距離を測定し、並びに幅3.5mの車線からのはみ出しの有無も確認します。

(2)乗員保護性能試験

①フルラップ前面衝突試験及びオフセット前面衝突試験

ア、ダミー各部位の傷害値等と、車体の変形量を計測して評価します。

(ダミーの傷害値等)

頭 部:頭部傷害値(HIC: Head Injury Criterion)

頚 部:引張荷重、せん断荷重、伸張モーメント

胸 部:胸部傷害値*1、胸部変位

腹 部:シートベルトによる骨盤の拘束状態の良否(腰ベルトの骨盤からのずり上がりで判定) *2

下肢部:大腿部荷重、脛骨指数※1

※1 オフセット前面衝突試験の後部座席を除く

※2 オフセット前面衝突試験の後部座席のみ

(車体変形量)

ハンドルの上方・後方への変位量/ブレーキペダルの上方・後方への変位量

イ. 計測結果は、運転者席及び助手席並びに後席毎に、ダミー傷害値及び車体変形量の計 測値に基づき各部位について4点満点で点数化し、事故実態を勘案した重み付けを行い、 それを合計して総合点を算出し、5段階で評価します。

さらに、ドアの開扉性、乗員の救出性及び衝突後の燃料漏れの有無並びに電気自動車 等については、感電保護性能についても評価します。

②側面衝突試験

ア. ダミー各部位の傷害値を計測して評価します。

(ダミーの傷害値)

頭 部:頭部傷害値 (HPC: Head Performance Criterion)

胸 部:胸部変位 腹 部:腹部荷重 腰 部:恥骨荷重

イ. 計測結果は、ダミー傷害値の計測値に基づき各部位について4点満点で点数化し、事故実態を勘案した重み付けを行い、それを合計して総合点数を算出し、5段階で評価します。さらに、ドアの開扉性、乗員の救出性、衝突後の燃料漏れの有無及びカーテンエアバッグの展開状況並びに電気自動車等については感電保護性能についても、評価します。

③後面衝突頚部保護性能試験

ア、ダミー各部位の傷害値を計測して評価します。

(ダミーの傷害値)

頸 部: 頚部傷害値 (NIC: Neck Injury Criterion) 、頚部荷重・モーメント (引張 荷重、せん断荷重 (頭後方向) 、モーメント (伸張及び屈曲))

イ. 計測結果は、運転者席及び助手席毎に、ダミー傷害値の計測値に基づき「頚部傷害値」 及び「頚部荷重・モーメント」毎について4点満点で点数化し、事故実態を勘案した重 み付けを行い、それを合計して総合点数を算出し、5段階で評価します。

④乗員保護性能評価 (平成23年度より開始)

フルラップ前面衝突試験、オフセット前面衝突試験、側面衝突試験及び後面衝突頚部保護性能試験における点数を換算し、100点満点で評価します。

(3) 歩行者保護性能試験

①歩行者頭部保護性能試験

- ア. 大人頭部インパクタ及び子供頭部インパクタによりボンネット等の各衝撃点における 頭部傷害値(HIC)を計測します。
- イ. 各衝撃点の頭部傷害値を4点満点で点数化し、エリア毎に5段階に分けて色分けをし

ます。

ウ. 歩行者頭部保護性能は、エリア毎の得点をもとに算出し、5段階で評価します。

②歩行者脚部保護性能試験(平成23年度より開始)

- ア. 下部脚部インパクタによりフロントバンパー等の各衝撃点における脚部傷害値(脛骨の曲げモーメント、内側側副靭帯の伸び量、前十字靭帯の伸び量及び後十字靭帯の伸び量)を計測します。
- イ. 各衝撃点の脚部傷害値を4点満点で点数化し、エリア毎に4段階に分けて色分けします。
- ウ. 歩行者脚部保護性能は、エリア毎の得点をもとに算出し、4段階で評価します。

③歩行者保護性能評価(平成23年度より開始)

歩行者頭部保護性能試験及び歩行者脚部保護性能試験における点数を換算し、100点満点で評価します。

(4)シートベルトリマインダーの装備状況の評価 (レベル別評価を23年度より開始)

運転者以外の座席を対象とした、適切な機能を持ったシートベルトリマインダーの装備状況 や作動要件を評価し、5段階で評価をします。

(5)衝突安全性能総合評価(平成23年度より開始)

フルラップ前面衝突試験、オフセット前面衝突試験、側面衝突試験、後面衝突頚部保護性能 試験、歩行者頭部保護性能試験、歩行者脚部保護性能試験の評価の結果及びシートベルトリマ インダーの評価の結果を換算し、5段階で評価します。

(6) 後席シートベルトの使用性評価

次の評価項目毎に後席(中央席を除く。)のシートベルトの使用性を3段階で評価します。

「シートベルトへのアクセス性]

後部座席はシートアレンジ(前後の位置変更等)を行うことができる座席が多いため、 シートアレンジ毎のシートベルトのウェビングまでの距離を計測し、アクセス性を評価。 「バックルへのタングの挿入性〕

シートベルトのタングをバックルに容易に装着することができるか否かを評価。

「バックルの識別性】

タング挿入部の向き・配置等により外側座席用と中央座席用(中央座席がない場合にあっては、隣接する座席用)が容易に区別できるか否かを評価。

[シートベルト装着時の快適性]

後部座席はシートアレンジを行うことができる座席が多いため、シートアレンジ毎に乗

員がシートベルトを着用した時のシートベルトによる窮屈性を評価。

後部中央席は、シートベルトの装備状況を確認して、3点式シートベルトが備えられているか否か、使用性に問題がないかを確認します。

Ⅱ. 自動車の安全装置の装備状況について

現在市販されている乗用車などについて車種毎に先進安全自動車(ASV)技術等の安全装置の装備状況を公表します。

Ⅲ. チャイルドシートの安全性能試験について

1. 対象機種について

対象となる機種の選定は、次の原則に沿って行います。

- (1)国が定める安全基準及びそれと同等の基準(欧米の基準)に適合した乳児用及び幼児用の製品を対象とします。
- (2) 平成23年10月末時点に販売されている製品の中から選定を行います。
- (3) 直近1年間の販売実績が上位の機種から選定します。
- (4) チャイルドシート製作者等から申し出があった製品や検討の結果、特に必要と認められた機種を選定します。

2. 評価試験について

評価試験は、前面衝突試験、使用性評価試験を予定しています。

(1) 前面衝突試験(平成13年度より実施)

チャイルドシートを搭載した自動車用シートを台車に乗せ、 その台車を瞬間的に時速55kmとなるように打ち出し、自動車 の前面衝突時と同様の衝撃を発生させ、ダミーに発生する傷 害等の程度を評価します。



なお、試験における速度変化は、国の安全基準(道路運送 車両の保安基準)における試験の1割増しの時速55kmで実施します。

また、試験に用いる自動車用シートについては、国の安全基準における試験で使用している チャイルドシート試験専用のシートを使用します。

(2) 使用性評価試験(平成13年度より実施)

ユーザーが、自動車の座席へ確実な取り付けをしやすいように製品が配慮されているかなど について、使用実態を反映した評価項目毎に複数名のチャイルドシート専門家による判定を行 い評価します。

3. 評価の公表方法について

試験において確認し、評価する事項は以下のとおりであり、これらの結果を小冊子及びホームページ等を用い広く公表します。

(1) 前面衝突試験

① 次の評価項目について、乳児用及び幼児用別に計測及び観察によって評価します。

<乳児用 (ベッド型)>

取付部及び強度保持機能をもつ各部の破壊状況、頭部のベッドからのはみ出し、ベッド 底面の傾き、頭部移動量、胸部合成加速度、その他の事象 (バックルの解離、チャイル ドシート本体の座席ベルトからの放出)

<幼児用(後ろ向き)>

取付部及び強度保持機能をもつ各部の破壊状況、背もたれの角度、頭部先端部の移動位置、胸部合成加速度、その他の事象(バックルの解離、チャイルドシート本体の座席ベルトからの放出)

<幼児用(前向き)>

取付部及び強度保持機能をもつ各部の破壊状況、頭部移動量、頭部合成加速度、胸部合成加速度、胸部の圧迫による肋骨と胸椎の接触状況、その他の事象(バックルの解離、チャイルドシート本体の座席ベルトからの放出、拘束状態における加害性(腹部圧迫については、面圧計を使用して定量的に測定・評価)、ダミーのシートからの脱落)

② ①に列挙した評価項目に関して、全ての評価項目のうち1つでも×があれば「推奨せず」、 ×が1つもない場合であって、評価項目で◎が4つの場合は「優」、◎が3つで○が1 つの場合は「良」(×がひとつでもある場合は除く。)とし、「優」、「良」および「推 奨せず」に該当しない場合は「普通」と評価します。

(2) 使用性評価試験

次の評価項目毎にチャイルドシートを点検し実際に取り付ける等して5段階で評価します。

「取扱説明書等〕

座席への取り付け方法の説明、注意・警告の表示の有無。

[本体表示]

座席への取り付け方法の説明、注意・警告の表示の有無。

[本体機構]

リクライニング、回転機構は確実にロックするか、レバースイッチの位置が分かりやすいかなど。

[取付性]

車の座席へ取り付ける際に間違えにくいか、一人で容易に確実な締め付けができるかな ど。

[装着性]

ハーネスの長さ調節が容易か、子供の着座に要する時間が適切か、バックルは子供が解

除しにくいかなど。

Ⅳ. 実施機関について

自動車アセスメント及びチャイルドシートアセスメントの評価を行うための試験に係る事務等 については、独立行政法人自動車事故対策機構が行います。

成 一十四年 度自動 《車等安全性能評価実施要領 (案)

告示の 趣 旨

第 施し、その結果を公表するための実施要領を定めるものとする。 この告示は、 (以下「自動車等」という。)の安全性能に関する評価を実の告示は、平成二十四年度における自動車及び年少者用補助

語の定義 この告示の用語の定義は、 次の各号に掲げるもののほか、

規則 運送車両法 (昭和二十六年運輸省令第六十七号) に定めるところによる。 「年少者」とは、 (昭和二十六年運輸省令第七十四号)及び道路運送車両の保安基 (昭和二十六年法律第百八十五号)、道路運送車両法施行 新生児、乳児又は幼児のうち体重が十八キログ 道路

ラム以下の者をいう。 次に掲げる装置又はこれに準ずる装置をいう。 「年少者用補助乗車装置」とは、国土交通大臣の指定等を受けた

乳児用ベッド」という。) 進行方向に対して横向きに乳児を拘束又は定置する装置 主として乳児を連続した面上に寝かせた状態にして、 自動車 以下 0

シート及び年少者用ベルト並びに年少者用ベルト及び補助シート の又はシート・クッション及びシート・バックを備えたものをい の座席部に装備する装置であって、 幼児を着席させるために自動車の座席上に乗せる装置又は自動 の号において同じ。)、インパクト・シールド及び補助シート(防止するために、年少者の正面に取り付ける装置をいう。 いずれかによって幼児を後ろ向き又は前向きに拘束又は定置す 主として幼児を座席ベルトによって直接拘束しないものであ インパクト・シールド(正面衝突の際に年少者の前方移動 以下この号において同じ。)、インパクト・シールド、 (以 下 「幼児用シート」という。 シートクッションを備えたも 以下こ 補助 車

平 成 十二 一年度 自 動車等安全性能評価実施要領

(この 告示の趣旨

第一条 施し、その結果を公表するための実施要領を定めるものとする。 乗車装置(以下 この告示は、 「自動車等」という。)の安全性能に関する評価 平成 二年度における自動車及び年少者用補 を実

(用語の定義

第二条 規則 運送車両法 (昭和二十六年運輸省令第六十七号) に定めるところによる。 (昭和二十六年運輸省令第七十四号)及び道路運送車両の保安基 この告示の用語の意義は、次の各号に掲げるもののほ (昭和二十六年法律第百八十五号)、道路運送車両法施行 道

ラム以下の者をいう。 「年少者」とは、 新生児、乳児又は幼児のうち体重が十八キログ

次に掲げる装置又はこれに準ずる装置をいう。 「年少者用補助乗車装置」とは、国土交通大臣の指定等を受けた

進行方向に対して横向きに乳児を拘束又は定置する装置 乳児用ベッド」という。) 主として乳児を連続した面上に寝かせた状態にして、 自動 (以下自動車 \mathcal{O}

る装置 幼児を着席させるために自動車の座席上に乗せる装置又は自動車 のいずれかによって幼児を後ろ向き又は前向きに拘束又は定置す シート及び年少者用ベルト並びに年少者用ベルト及び補助シート の又はシート・クッション及びシート・バックを備えたものをい の号において同じ。)、インパクト・シー 防止するために、年少者の正面に取り付ける装置をいう。 て、インパクト・シールド(正面衝突の際に年少者の前方移動 座席部に装備する装置であって、 主として幼児を座席ベルトによって直接拘束しないもの 以下この号において同じ。)、インパクト・シールド、 (以 下 「幼児用シート」という。 シートクッションを備えたも ルド及び補助シート(以下こ であ 助 を

後ろ向き」とは、 自動車の進行方向に対して逆方向の向きをい

兀 「前向き」とは、 自動車の進行方向に対して同方向の向きをいう

Ŧī. 規定により評価の対象として選定された年少者用補助乗車装置に搭 定された自動車(以下「試験自動車」という。)又は同条第二項 載する人体模型をいう。 「ダミー」とは、 第三条第一項の規定により評価の対象として 0

「バリヤ」とは、試験自動車を衝突させる壁面をいう。

る傷害の程度を示す指数をいう。 おいて計測された加速度を、それぞれ用いて計算される頭部に加わ た加速度を、 ト前面衝突安全性能試験にあってはダミーの頭部において計測され 「HIC」とは、フルラップ前面衝突安全性能試験及びオフセ 歩行者頭部保護性能試験にあっては頭部インパクタに

八 「頸部の引張荷重」とは、ダミーの首の部分に加わる上下方向 荷重をいう。 0

及び左右方向の荷重をいう。 「頸部のモーメント」とは、ダミー 「頸部のせん断荷重」とは、 ダミー の首の部分に発生するモー の首の部分に加わる前後方向 メ

ントをいう。 速度をいう。 た前後方向、 前後方向、左右方向及び上下方向の加速度を用いて計算される加「合成加速度」とは、ダミーの頭部又は胸部において計測され

十二 「胸部変位」とは、ダミーの胸部に生ずる最大変位をいう。 「大腿部荷重」とは、ダミーの左右それぞれの大腿骨に相当す

「脛骨指数」とは、ダミーの脛部に加わる傷害の程度を示す指

十四四

る部分に加わる大腿骨の軸方向の荷重をいう。

生ずる後方及び上方への変位をいう。 「かじ取りハンドル変位」とは、 かじ 取りハンド ルの取付部 12

> 三 後ろ向き」とは、 自動車の進行方向に対して逆方向 の向きをい

兀 「前向き」とは、 自動車の進行方向に対して同方向 の向きをいう

規定により評価の対象として選定された年少者用補助乗車装置に搭 定された自動車(以下「試験自動車」という。)又は同条第二項 「ダミー」とは、 第三条第一項の規定により評価の対象として 0

五.

載する人体模型をいう。

七 「HIC」とは、フルラップ前面衝突安全生能試験及で六 「バリヤ」とは、試験自動車を衝突させる壁面をいう。 る傷害の程度を示す指数をいう。 た加速度を、 おいて計測された加速度を、それぞれ用いて計算される頭部に加 ト前面衝突安全性能試験にあってはダミーの頭部において計測され 「HIC」とは、フルラップ前面衝突安全性能試験及びオフセ 歩行者頭部保護性能試験にあっては頭部インパクタに わ

八 「頸部の引張荷重」とは、ダミー 荷重をいう。 の首の部分に加わる上下方 向

九 及び左右方向の荷重をいう。 「頸部のせん断荷重」とは、 ダミー の首の部分に加 わる前後方向

十 「頸部のモーメント」とは、 ントをいう。 ダミー の首の部分に発生するモー

た前後方向、左右方向及び上下方向の加速度を用いて計算される加十一 「合成加速度」とは、ダミーの頭部又は胸部において計測され 速度をいう。

「大腿部荷重」とは、ダミーの左右それぞれの大腿骨に相当す 「胸部変位」とは、ダミーの胸部に生ずる最大変位をいう。

る部分に加わる大腿骨の軸方向の荷重をいう。

「脛骨指数」とは、ダミーの脛部に加わる傷害の程度を示す指

生ずる後方及び上方への変位をいう。 数をいう。 「かじ取りハンドル変位」とは、 かじ 取りハ ンド ル 0 取付 部 に

び上方への変位をいう。 「ブレーキペダル変位」とは、ブレーキペダルに生ずる後方及

の扉が容易に開くか否かの程度をいう。 「開扉性」とは、衝突安全性能試験後に における、 当該試 験 自

十八 らダミーを容易に取り出せるか否かの程度をいう。 「救出性」とは、衝突安全性能試験後における、 試 L 験自 動 車 カコ

試験自動車に衝突させる台車の衝突面に取り付ける衝撃吸収材をい-九 「バリヤフェイス」とは、バリヤに取り付ける衝撃吸収材及び

う。

部において計測された加速度を用いて計算される頭部に加わる傷害一十 「HPC」とは、側面衝突安全性能試験における、ダミーの頭 の程度を示す指数をいう。

二十一 「腹部荷重」とは、ダミーの腹部 当該衝突した側の腹部)に加わる荷重をいう。 (側面衝突時にあっては、

二十二 「恥骨荷重」とは、ダミーの骨盤の恥骨結合部に加わる荷重 をいう。

る衝撃を受けた場合において、主に車体のAピラーから屋根に沿っ一十三 「サイドカーテンエアバッグ」とは、自動車が側面衝突によ 装備された装置をいう。 てCピラー付近まで展開することにより乗員頭部を保護するために

十四四 傷害の程度を示す指数をいう。 ダミーにおいて計測された加速度を用いて計算される頸部に加わる 「NIC」とは、後面衝突頸部傷害保護性能試験において、

を含む車両中心線に垂直な平面より前方にある車両の上面をいう。十五 「車両前部上面」とは、車両の前面ガラスの下縁の両端の点 「頭部インパクタ」とは、試験自動車に衝突させる人体の頭

十七 「下部脚部インパクタ」とは、 試験自 動車に衝突させる人体

の模型をいう。

「脛骨曲げモーメント」とは、 膝及び下腿部の模型をいう。 下部脚部インパクタの脛骨に

> び上方への変位をいう。 「ブレーキペダル変位」とは、 ブレー キペダルに生ずる後方及

十七 車 の扉が容易に開くか否かの程度をいう。 「開扉性」とは、衝突安全性能試 に験後に おける、 当該試 験 É

十八 らダミーを容易に取り出せるか否かの程度をいう。 「救出性」とは、衝突安全性能試験後における、 試 験自 動 車

十九 試験自 「バリヤフェイス」とは、バリヤに取り付ける衝撃吸収材 「動車に衝突させる台車の衝突面に取り付ける衝撃吸収材をいノリキンコイン」とは、バリヤに取り付ける衝撃吸収材及び

<u>二</u> 部において計測された加速度を用いて計算される頭部に加わる傷害一十(HPC」とは、側面衝突安全性能試験における、ダミーの頭

二十一 「腹部荷重」とは、ダミーの腹部 (側 面 衝突時にあって

の程度を示す指数をいう。

二十二 「恥骨荷重」とは、ダミーの骨盤の恥骨結合部に加わる荷 をいう。 当該衝突した側の腹部)に加わる荷重をいう。

る衝撃を受けた場合において、主に車体のAピラーから屋根に沿二十三 「サイドカーテンエアバッグ」とは、自動車が側面衝突に 装備された装置をいう。 てCピラー付近まで展開することにより乗員頭部を保護するために

二十四 傷害の程度を示す指数をいう。 ダミーにおいて計測された加速度を用いて計算される頸部に加わる 「NIC」とは、後面衝突頸部傷害保護性能試験において、

一 士 五 を含む車両中心線に垂直な平面より前方にある車両の上面をいう。| 十五 「車両前部上面」とは、車両の前面ガラスの下縁の両端の点

二十六 「頭部インパクタ」とは、 部の模型をいう。 試験自動車に衝突させる人体の頭

二十七 二十八 の大腿部、膝及び下腿部の模型をいう。 「下部脚部インパクタ」とは、 「脛骨曲げモーメント」とは、 下部脚部インパクタの脛骨に 試 殿自 動 車に衝突させる人体

発生する曲げモーメントをいう。

- の内側側副靭帯の伸び量をいう。二十九 「内側側副靭帯の伸び量という。
- 十字靭帯の伸び量をいう。 二十 「前十字靭帯の伸び量」とは、下部脚部インパクタの膝部の前
- 後十字靭帯の伸び量をいう。 三十一 「後十字靭帯の伸び量」とは、下部脚部インパクタの膝部の
- う。 並列の座席以外の座席であって、自動車の側面に隣接する座席をい三十二 「外側後席」とは、前向きの座席のうち運転者席及びこれと
- 117日 「医病だシェの関係引持を受験者」には、医病だシェズに行いう。 と並列の座席以外の前向きの座席であって、外側後席以外の座席を二十三 「中央後席」とは、前向きの座席のうち、運転者席及びこれ
- されていない場合に、その旨を乗員に警報する装置をいう。二十四 「座席ベルトの非着用時警報装置」とは、座席ベルトが装着
- いう。 十四号第四改定版補足第四改定版の附則六の三.に規定する座席を十四号第四改定版補足第四改定版の第十二号)に付属する規則第四の条件に関する協定(平成十年条約第十二号)に付属する規則第四の条件に関する協定(平成十年条約第十二号)に付属する規則第四における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件のにおける使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件のにおけるでは、車両並びに車両への取り付け又は車両一十五 「試験用座席」とは、車両並びに車両への取り付け又は車両

(試験自動車等の選定に関する事項)

案して試験自動車を選定するものとする。ただし、自動車製作者等かでいるものの中から、それぞれの時点の直近一年間の販売実績等を勘車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車を除く。以下同じ。)のうち、平成二十自動車並びに被けん引自動車を除く。以下同じ。)のうち、平成二十自動車並びに被けん引自動車を除く。以下同じ。)のうち、平成二十自動車であって乗車定員十人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車であって第5000円に供する自動車であって第5000円に供する自動車であって

発生する曲げモーメントをいう。

部

- の内側側副靭帯の伸び量をいう。二十九 「内側側副靭帯の伸び量」とは、下部脚部インパクタの膝類
- 十字靭帯の伸び量をいう。 三十 「前十字靭帯の伸び量」とは、下部脚部インパクタの膝部の前
- 後十字靭帯の伸び量をいう。三十一「後十字靭帯の伸び量」とは、下部脚部インパクタの膝部の
- いう。 並列の座席以外の座席であって、自動車の側面に隣接する座席を並列の座席以外の座席であって、自動車の側面に隣接する座席を三十二 「外側後席」とは、前向きの座席のうち運転者席及びこれと
- をいう。 と並列の座席以外の前向きの座席であって、外側後席以外の座席三十三 「中央後席」とは、前向きの座席のうち、運転者席及びこれ
- 三十五 「試験用座席」とは、車両並びに車両への取り付け又は車両されていない場合に、その旨を乗員に警報する装置をいう。三十四 「座席ベルトの非着用時警報装置」とは、座席ベルトが装着

(試験自動車等の選定に関する事項)

案して試験自動車を選定するものとする。ただし、自動車製作者等か 三年五月末時点又は十月末時点に、市場において新車として販売され 自動車並びに被けん引自動車を除く。以下同じ。)のうち、平成二十 自動車並びに被けん引自動車を除く。以下同じ。)のうち、平成二十 自動車並びに被けん引自動車を除く。以下同じ。)のうち、平成二十 で乗車定員十人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車であって 悪工条 国土交通大臣は、自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって

きる。
ら試験の申し出があった自動車を試験自動車として選定することがで

る。し出があった装置を評価の対象とする装置として選定することができものとする。ただし、年少者用補助乗車装置の製作者等から試験の申ものとする。ただし、年少者用補助乗車装置の対象とする装置を選定する一年六月間の出荷台数等を勘案して評価の対象とする装置を選定する末時点に市場において販売されているものの中から、その時点の直近2 国土交通大臣は、年少者用補助乗車装置のうち、平成二十四年九月

(自動車の評価)

事項を確認することにより行うこととする。 中欄に掲げる試験方法により試験を行った上で、同表の下欄に掲げる第四条 自動車の評価は、次の表の上欄に掲げる評価項目ごとに同表の

突安全性能(運転者三 オフセット前面衝	完安全性能 アルラップ前面衝	一 制 動 性 能
の直後に位置する外側運転者席及び助手席の	襲 電転者席及び助手席に 方に正面衝突させる試験 がミーを搭載した試験 がミーを搭載した試験 がこれが、リヤの前面に垂 でバリヤの前面に垂	急制動する試験を強した路面及び湿潤をがした路面及び湿潤を調動を制動が変度である。
五段階の指標、開扉性員の傷害の程度を示す	HIC、頸部のせん断重、頸部のモーメン で位、大腿部荷重 変位、大腿部荷重 が近及がブレータン がル変位及がブレータン	乾燥した路面及び湿潤 動車の停止距離並びに 幅三・五メートルの車 線からのはみ出しの有
三		_
突宏水	突 安 フ	集 II

きる。
ら試験の申し出があった自動車を試験自動車として選定することがで

る。 し出があった装置を評価の対象とする装置として選定することができ ものとする。ただし、年少者用補助乗車装置の製作者等から試験の申 一年六月間の出荷台数等を勘案して評価の対象とする装置を選定する 末時点に市場において販売されているものの中から、その時点の直近 2 国土交通大臣は、年少者用補助乗車装置のうち、<mark>平成二十三年</mark>九月

(自動車の評価)

事項を確認することにより行うこととする。 中欄に掲げる試験方法により試験を行った上で、同表の下欄に掲げる第四条 自動車の評価は、次の表の上欄に掲げる評価項目ごとに同表の

に基づき乗 に基づき乗 に基づき乗 に基づき乗 に基づき乗 性	一年 一年 か出しの有 も の有
三 二 实	_
突安全性能(運転者突安全性能(運転者	制動性能
運転者席及び助手席に 事でバリヤの前面に垂 市でバリヤの前面に垂 直に正面衝突させる試 か直後に位置する外側	乾燥した路面及び湿潤 急制動する試験 を開動が速度百 を開動が速度百 を開動がで、試験
五段階の指標、開扉性 ・ ・ ・ の傷害のモーメント、 で がル変位及びブレーキ ドル変位及びブレーキ がが変位に基づき乗 長の傷害の程度を示す の傷害の程度を示す	無の停止距離並びに幅三・五メートルの車幅三・五メートルの車線からのはみ出しの有

五 側面衝突安全性能		四、オフセット前面衝突安全性能(助手席の直後に位置する外の直後に位置する外のである。)	席に限る。)
ダミーを搭載した試験	前面に垂直に正面衝突	連転者席及び助手席の 直後に位置する外側後 にダミーを搭載した 転者席側の一部(車幅 の四十パーセントをい う。)を六十四キロメ	後席にダミーを搭載しに試験自動車の前面の中パーセントをいう。)を六十四キロメートル毎時でバリヤの前面に垂直に正面衝突させる試験
部荷重、恥骨荷重及びHPC、胸部変位、腹	衝突後の燃料漏れの有無並でに電気自動車及びに電気自動車及び電気自動車及び電が、交流三十ボルト又が、交流三十ボルトスが、交流三十ボルトスが、交流三十ボルトスが、交流三十ボルト表満は直流六十ボルト表満の自動車を除く。)の	を示す五段階の指標、 重、頸部のせん断荷重 重、頸部のモーメント、 胸部変位、シートベル トによる骨盤の拘束状 を乗員の傷害の程度	、救出性、衝突後の燃 料漏れの有無並びに電 気自動車及び電気式ハ イブリッド自動車(動 力系の作動電圧が、交 流三十ボルト末満の自動 下十ボルト未満の自動 車を除く。)の衝突後 の感電保護性能
五 側面衝突安全性能		四オフセット前面衝突安全性能(助手席の直後に位置する外の直後に位置する外のが	席に限る。)
側面衝突安全性	前面に垂直に正面衝突	側後席に限る。の直後に位置すります。	席に限る。) 後席にダミーを搭載し 水出出 席に限る。) 後席にダミーを搭載し 水割

七 乗員保護性能	大 後面衝突頸部保	
第二号から第六号まで	護 台車に試験自動車の運転者席の座席又は助手ででででした。 一十・零キロメートルは強速度を台車に発生さば速度を台車に発生さばる試験	自動車の当該ダミーを に五十五キロメートル でバリヤフェイス でさせる試験 変させる試験
第二号から第六号まで フルラップ前面衝突安	型 NIC、頸部の引張荷 程度を示す五段階の指 標度を示す五段階の指	電保護性を示す工門 ツグの保護性を示す工 別 ツグの保護性を示す工 と かん
七 乗員保護性能	性能性能質部保護	
第二号から第六号まで フルラップ前面衝突安	台車に試験自動車の運転者席の座席を固定し、かっ、ダミーを定置したで、当該台車の速度を 一七・六キロメートルを関連とし、かまりをである。 一世のでは、から、当該台車の速度を は、当該台車の速度を は、当該台車の速度を は、当該台車の速度を	自動車の当該ダミーを指載した座席側の側面をせる試験
フルラップ前面衝	NIC、頸部の引張 を示す <mark>四段階</mark> の 程度を示す <mark>四段階</mark> の 程度を示す <mark>四段階</mark> の 程度を示す MR の 引張	世界では 世界で で保護したか否かをい がイドカーテンエアバッグの保護したか否かを 保護したか否かをい を保護したか否かをい で保護したか否かをい で保護したか否かをい では、衝突後の燃料漏 とに、衝突後の燃料漏 に、衝突後の燃料漏 がルト末満の自動車を に、変流三 では、変流三 では、変流三 では、変流三 では、変流三 では、変流三 では、変流三 では、変流三 では、変流三 では、変流三

十 歩行者保護性能	九 歩行者脚部保	化 歩行者頭部保	
	護 性	護 性	
前二号の試験	タを衝突させる試験 時で下部脚部インパク にめ定めた方法により で下部脚部インパク の一定の範囲をあらか の一定の範囲をあらか	とに、三十五キロメー らかじめ定めた方法に らかじめ定めた方法に らかじめ定めた方法に とに、三十五キロメー とに、三十五キロメー とに、三十五部の範囲をあ をがい毎時で頭部インパー をがい毎時で頭部インパー をがい毎時で頭部インパー をがい毎時で頭部インパー をがい毎時で頭部インパー をがい毎時で頭部インパー をがい毎時で頭部インパー をがい毎時で頭部インパー をがい毎時で頭部インパー	の試験
験及び歩行者脚部保護歩行者頭部保護性能試	段階の指標を示す四の傷害の程度を示す四を指標の指標を示すとした区域ごとのという。	知子とに基づき歩行者 明部の傷害の程度を示 の場害の程度を示	全性能試験、オフセット前面衝突安全性能試験、側面衝突安全性能試験における 課定結果に基づき算出 された乗員の被害の軽 された乗員の被害の軽 以下点数
+	九	八	
十 歩行者保護性能	九 歩行者脚部保護性	化 歩行者頭部保護性	
歩行者保護性	能歩行者脚部保	能步行者頭部保	の試験

	+	
十二 衝突安全性能	用時警報装置性能 置性能	
第十一号の試験第二号から第六号まで	運転者席以外の座席に 座席ベルトを装着して いない乗員が乗車した 試験自動車を走行する 試験自動車が走行中 を試験自動車が走行中 を試験自動車が走行中 た試験自動車が走行中 た試験自動車が走行する に座席ベルトを装着さ	
之性能試験、オフセット前面衝突安全性能試験、側面衝突安全性能試験、オフセット前面衝突安全性能試験、後面衝突安全性能試験、後面衝突安全性能試験、後面衝突安全性能試験、進行者頭で座席ベルト非着用時でを開部保護性能試験、歩行者頭における測定結果に基づきが、大手着用時限のな衝突安全性能試験においるが、大手を関いるが、大手を関いるが、大手を関いるが、大手を関いるが、大手を関いるが、大手を対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しないるが、対しないるが、対しているが、対しないるが、対しまするが、対しないるが、はいるが、対しないるが、はないるないるが、はないるないるが、はないるいるが、はないるいるないるが、はないるが、はないるが、はないるいるが、はないるが、はないるが、はないるないるが、はないるないるが、はないるが、はないるが、はないるいるが、はないるが、はないるいるが、はないるいるが、はないるいるいるが、はないるいるいるが、はないるいるいるが、はないるいるいるのはないるいるいるいるのはないるいるいるのはないるのはないる。とないるのはないるのはないるいるのはないるのはないないるいるのはないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	座席ベルト非着用時警 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	性能試験における測定の点数
+ -	十	
一 衝突 安全 性 能	時 警 報 報 装 置 ル ト	
_	時 警 報 報 装 置 ル ト	

評価する試験 アルトの装着の容易性を 水トの装着の容易性を を 軽減を で を が で が か が が が が が が が が が が が が が が が が
。)性(外側後席に後席座席ベルト

第五条 2 目ごとに、 装備された状態で使用するものとする。 (年少者用補助乗車装置の評価 の下欄に 動車を、 国土交通大臣は、 (乳児用ベッドに限 前面衝突安全性能 前面衝突安全性能 年少者用補助乗車装置の評価は、 市場における普及率が低いものを除くすべての安全装置が 同表の中欄に掲げる試験方法により試験を行った上で、 掲げる事項を確認することにより行うこととする。 前項各号に掲げる試験を行うに当たっては、 |後ろ向き動的試験 横向き動的試験 用座席の速度を五十五 用座席に年少者用補助 試 加速度の計測及びダミ させた時に起こる合成 当該試験用座席に発生 キロメートル毎時とし 定置した後、当該試験 定 乗車装置を横向きに固 の挙動等を観測する 加速度及び減速度を かつ、ダミーを 仏により試験を行った上で、同次の表の上欄に掲げる評価項 試験 試 加速度、 体が当該取付部から放 少者用補助乗車装置本 の放出性 一への移動量、 の破壊状況、 度保持機能を持つ各部 取 取 出されたか否かをいう ッドの底面の傾斜角度 た四段階の指標 突時に年少者用補助 バックルの解離性 以下同じ。)に基づい 離したか否かをいう。 以下同じ。)並びに ダミーの頭部の前方 付部及びダミー 装置のバックルが解 付部及びダミーの 乳児用ベッド (衝突時に年 乳児用べ 胸部合成 0) (衝 試 強 強 験 第五条 2 表の下欄に掲げる事項を確認することにより行うこととする。 目ごとに、 装備された状態で使用するものとする。 自動車を、 る。 (年少者用補助乗車装置の評価 国土交通大臣は、 (乳児用ベッドに限 前面衝突安全性能 前面衝突安全性能 年少者用補助乗車装置の評価は、 市場における普及率が低いものを除くすべての安全装置が 同表の中欄に掲げる試験方法により試験を行った上で、 前項各号に掲げる試験を行うに当たっては、 当 キロメートル毎時とし 用座席の速度を五十五 定置した後、当該試験 定し、 用座席に年少者用補助 後ろ向き動的試 試 加速度の計測及びダミ させた時に起こる合成 乗車装置を横向きに固 横向き動的試験 験 の挙動等を観測する 該試験用座席に発生 加速度及び減速度を かつ、 ダミーを 験 次の表の上欄に掲げる評価 試験 試 出性 量、 各部の破壊状況、 同じ。 離性 放出されたか否かを 体が当該取付部から 者用補助乗車装置本 頭部の前方への 児用ベッドの底面 取付部及びダミー いう。 傾斜角度、 強度保持機能を持 兀 か否かをいう。 バ 者用補助乗車装置の 並びにバックルの解 取付部及びダミー 4年(衝突時に年少乳児用ベッドの放果、胸部合成加速度 ックルが解離した 段 階の (衝突時に年少)に基づい 以下同じ。) 指 ダミー

移

 \mathcal{O}

乳

0

同 項 試験

以下

 \mathcal{O}

		に限る。) (幼児用シートのうち幼児を前向きに拘ちが見を前向きに拘ちがしまいが)	ち幼児を後ろ向きにのに限る。)
記	険 の挙動等を観 を を を を を の 計 測及 は た 時 に 起 こ に 起 こ に に 起 に え に え に え に え に え に え に え に え に	キロメートル毎時とし 用座席の速度を五十五 定置した後、当該試験 定置した後、当該試験 定置した後、当該試験 がつ、ダミーを がつ、がの、がまーを がった後、当該試験	験用座席に年少者用 に固定し、ダミーを に固定し、ダミーを に固定し、ダミーを に固定し、ダミーを が が速度及び減速度を が が が が が が が が が が が が が が が が が が が
ダミーの座席脱落性 (をないう。) 並びに をえるおそれがあるか を変しまるなど当	って复部等身本の弱者用補助乗車装置に ルの解離性、幼児へ ルの解離性、幼児へ ルの解離性、幼児へ	正迫による肋骨と胸椎 の破壊状況、ダミーの 頭部の前方への移動量 頭部の前方への移動量 を保持機能を持つ各部	度保持機能を持つ各部の破壊状況、シート・の破壊状況、シート・方への移動量、胸部合方への移動量、胸部合力ルの解離性に基づいた四段階の指標
-			
		三 前面衝突安全性能 (幼児用シートのう が別別を前向きに拘める。)	(幼児を後ろ向きにち幼児を後ろ向きに
	険 の挙動等を観 を を の 計測及 せた時に起こ を に に に に に に に に に に に に に に に に に に	に限る。) 実又は定置するものが見を前向きにのかられる (幼児用シートの) はいいい はいいい はいいいい はいいいい はいいいいいいいいいいいいいい	に 東 坂 根 る。) ま 後 る。)

(公表項目) (公表項目) (公表項目) (公表項目) (公表項目)	(公表項目) (公表項目) (公表項目) (公表項目) (公表項目) (公表項目) (公表項目を冊子に取りまとめるとともに、それをインターネット等を用いて公表するものとする。 (実施機関) (実施機関) (文表方法) (文表方法) (文表方法) (文表方法) (文表方法) (文表方法) (文表方法) (文表方法) (文表項目を冊子に取りまとめるとともに、それをインターネット等を用いて公表するものとする。 (実施機関) (文表項目を冊子に取りまとめるとともに、それをインターネット等を用いて公表するものとする。 (実施機関) (文表項目を冊子に取りまとめるとともに、それをインターネット等を用いて公表するものとする。 (文表項目) (文表項目) (文表項目) (公表項目) (公表可)
四 使用性 年少者用補助乗車装置 年少者用補助乗車装置 年少者用補助乗車装置 年少者用補助乗車装置の取 使用者の自動車の座席 用補助乗車装置の取 ですさを評価する試験 、本体機構の安全性 、	四 使用性 年少者用補助乗車装置 年少者用補助乗車装置 年少者用補助乗車装置 年少者用補助乗車装置 の指標 ですさを評価する試験 安全性、取付性及び装 やすさを評価する試験 安全性、取付性及び装 をすさを評価する試験 安全性、取付性及び装 をすさを評価する試験 おかました複数 の指標の の指標
た四段階の指標 ミーの座席脱落性(シ者用補助乗車装置 から脱落したか否か から脱落したか否か	の指標の指標の指標の指標を呼にダミーが年少

を行うものとする。

第九条 と認める事項) (その他国土交通大臣が評価の実施及びその結果の公表のために必要 国土交通大臣は、 評価の実施及びその結果の公表に際し、自動

車等に関する学識経験を有する者及び自動車等の使用者等から意見を

聞くものとする。 則

この告示は、 公布の日から施行する。

を行うものとする。

と認める事項) (その他国土交通大臣が評価の実施及びその結果の公表のために必要

第九条 車等に関する学識経験を有する者及び自動車等の使用者等から意見を 国土交通大臣は、評価の実施及びその結果の公表に際し、 自動

附

聞くものとする。

この告示は、 公布の日から施行する。

則